# 第２章　ドイツの金融機関グループにおける個人情報の伝達・利用について

前　田　重　行

## 1　序論

(1) 法的に独立した複数の企業がコンツェルン等の企業結合ないし企業グループを形成している場合に、グループ構成企業が取引上入手したその顧客の個人情報をグループ内の他の企業に伝達し、利用させる場合が考えられる。たとえばコンツェルンにおいてコンツェルン構成企業が得た顧客の個人情報をコンツェルン支配企業に伝え、さらに当該支配企業が他のコンツェルン構成会社に伝え、その市場活動に利用させたり、あるいは支配企業が集中的に顧客情報を収集・加工し、コンツェルン全体のために利用することが考えられる。

ドイツにおいては、コンツェルン等の企業結合ないしは企業グループにおける顧客情報としての個人情報の伝達と利用ということは、特に金融機関によって構成されるコンツェルン等の企業結合ないし企業グループにおいてはその需要が大きく、実際上も行われてきている。たとえばその例として、銀行および建築貯蓄金庫がこれらを含むコンツェルン等の企業グループにおいて他のグループ構成企業（他の金融機関、不動産会社および保険会社等）との間で行っている顧客獲得やマーケティングを目的とした顧客情報の交換が挙げられている[(1)]。また銀行等の金融機関によって構成されているコンツェルン等の企業グループにおいては、顧客情報の伝達と利用は、上記のようなマーケティング等の商業目的のためだけではなく、銀行を含むコンツェルン等の企業グループ全体のリスクの把握とそのコントロールや個々の金融機関による顧客への融資に際しての債務不履行の危険性の把握のためにも必要となっていることが指摘されている。すなわち、コンツェルン支配企業等の企業グループにおける上位金融機関は自己およびグループ全体の種々のリスクの把握とそのコントロールをする上で、子会社たる下位金融機関の融資先である顧客の情報の伝達を受けることが必要とされているし[(2)]、また逆にコンツェルン等の企業グループを構成する下位金融機関たる銀行等は顧客からの融資申込に際して当該顧客の信用を把握するためにコンツェルン支配企業たる金融機関

(1)　金融法務研究会・金融機関のグループ化と守秘義務（2002年）28頁参照。

(2)　Thomas Mackenthun, Datenschutzrechtliche Voraussetzungen der Verarbeitung von Kundendaten beim zentralen Rating und Scoaring im Bank-Konzern, WM 2004, 1713.

から、そこに蓄積された当該顧客の支払状況等の情報の提供を受けるとともに当該顧客の種々の情報に基づいて作成された信用の目安となるスコア表などを上位金融機関から送付を受け、これを利用して融資取引を行うことになると指摘されている[3]。

(2) 以上のように、ドイツにおいては種々の目的から銀行コンツェルン等の金融機関グループを構成する個々の金融機関とその支配企業との間で顧客情報やその情報に基づいて作成されたデータが相互に移転され利用されることが必要とされ、実際にも行われてきているようである。このような銀行コンツェルンにおけるコンツェルン構成企業間の顧客情報の伝達・利用については、種々の法制度の下でその妥当性が問題となりうることから、それぞれの領域においてその妥当性に関して検討されることが必要となる。すなわちコンツェルン等の企業グループにおける顧客情報たる個人情報の伝達・利用は、そもそもコンツェルンの組織やガバナンスのためのコンツェルン法においてはどのように扱われ、評価されるのか、また銀行を含むコンツェルン等金融機関グループや金融コングロマリットにおける支配企業と従属子会社間、あるいはグループを構成する姉妹企業間における上記のような顧客の個人情報の伝達・利用は、銀行取引法における守秘義務（銀行秘密）に反することにならないか、さらには個人情報保護のための連邦データ保護法[4]上許されるのかどうかが問題となる。

特に近年においては、前記の如く銀行コンツェルン等の金融機関グループにおけるリスク管理のためにグループを構成する個々の金融機関による顧客の個人情報を収集し、これをグループ内の他の企業へ伝達することの重要性が高まってきており、このようなリスク管理のための個人情報の収集、伝達と連邦データ保護法との関係が重要な検討課題となってきている。換言すれば、金融機関グループに対してグループ全体におけるリスク（信用リスク等）の把握とその管理を要請する銀行監督規制（信用制度法）と連邦データ保護法による個人情報保護との調整の問題である。この点については、後述するように、すでにドイツでは立法的措置がなされるに至っており、注目されるところである。

本稿は、ドイツにおける銀行コンツェルン等の金融機関グループ内の個人情報の伝達、利用に対する種々の法制度上の対応を考察するものであるが、その主たる焦点は、上述の金融機関グループにおけるリスク管理のための個人情報の伝達・利用と連邦データ保護法による個人情報保護との調整の問題にあり、この点については３以下で詳しく考察し、その他の点[5]について２でまとめて扱うことにする。

(3) Mackenthun, a. a. O., S. 1713.
(4) Bundesdatenschutzgesetz (BDSG) (Fassung vom 14. Jan. 2003.)
(5) この点については、すでに金融法務研究会・前掲書第２章三３で考察してきており、本稿２は、そこでの検討を整理、要約したものである。

## 2　銀行コンツェルン等の金融機関グループ内における顧客の個人情報の伝達に対する規整

(1) 金融機関グループ内における顧客の個人情報の伝達・利用に関する各種の法領域における扱いとしては、最初にコンツェルン等の企業グループの組織やガバナンスについて規律する株式法、特に同法上のコンツェルン法による扱いが問題となる。この点に関して、まずドイツ株式法上では、統一的指揮の存在がコンツェルンの構成要素であるとされており（株式法18条）、企業結合がコンツェルンとして把握されるためには、コンツェルンを構成する企業に対する支配企業による統一的指揮が必要であるとされている[6]。そしてコンツェルン支配企業による従属会社に対する統一的指揮が成り立つためには、当然相互のコミニュケーションが不可欠であると同時に、情報の提供も重要な要素となる。したがって、コンツェルンにおける従属会社の理事者による支配企業への従属会社についての情報伝達は、コンツェルン支配企業の要請に応じて行われる場合には、コンツェルン指揮の必要性の観点から許されるものと考えられる。この従属会社についての情報伝達には、当然従属会社の有するその顧客の個人情報も含まれることになり、株式法上の扱いとしては、その情報提供につき当該顧客の同意を必要とするということはないであろう[7]。

(2) 上記（1）の株式法上のコンツェルン法における取扱に対して、銀行取引法上、特にコンツェルン等の企業グループを構成する銀行にも当然適用される銀行普通取引約款[8]による規整では、コンツェルン等の企業グループ内における個人情報の伝達に対して一定の制約が考えられる。すなわち、銀行による顧客情報の他への伝達については、銀行普通取引約款は、無条件では認めておらず、一定の制約を課しており、特に商人および法人以外の個人顧客の情報に関しては、情報伝達についての明示的な同意を要求している（同約款2条）。したがって、銀行が有するその個人顧客に関する情報に関しては、自行内での利用は許されるとしても、他の企業への提供は、たとえ取引先による信用照会に応ずる場合であるとしても、当該顧客の同意なくして許されないことになり、その同意の方式についても明示的な同意でなければ許されないとしている（同約款2条3項）[9]。このような銀行による顧客情報の他への伝達に対する銀行普通取引約款による制約の下で、銀行コンツェルン等の金融機関グルー

---

(6) 前田重行「持株会社による子会社の支配と管理」金融法務研究会・金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス（2006年）52頁参照。
(7) 金融法務研究会・金融機関のグループ化と守秘義務（2002年）25頁、26頁参照。
(8) Allgemeine Geschäftsbedingungen der Banken (Fassung vom 2002)
(9) 金融法務研究会・前掲書23頁以下参照。

プの構成企業たる銀行による支配企業への顧客情報の提供を考えてみると、コンツェルンにおける統一的指揮の存在や支配従属関係を考慮しても、銀行の顧客との関係から見たコンツェルン支配企業はその従属会社たる銀行に対して別人格を有する第三者と考えざるを得ず、銀行からの支配企業への顧客情報の提供は、第三者への提供の問題として把握されざるを得ない。したがって、コンツェルン内における情報伝達であっても、顧客情報の提供は、当該顧客の明示的な同意が必要となると考えられる(10)。

(3) 銀行コンツェルン等の企業グループ内における企業間の個人情報の伝達・利用に関する連邦データ保護法(BDSG)おける扱いを検討する場合に、まず連邦データ保護法における個人情報の伝達、利用に対する規制自体を考えなければならない。この点に関して連邦データ保護法では、企業が入手した顧客の個人情報を他の企業に伝達することは、個人情報の処理としての第三者への情報の告知に当たり、連邦データ保護法自体もしくは他の法規でこれを是認しているか、または当該本人が同意していない限り許されない（同法４条１項・３条４項３号)。そしてコンツェルン等の結合関係を有する企業間の情報伝達であっても、顧客との関係では、相互に第三者への情報伝達として扱われることになる(11)。したがって、連邦データ保護法自体または特定の法規によって是認されていない限り、上記のような情報の伝達は当該顧客の同意が必要となる。

このように連邦データ保護法の下では、銀行コンツェルン等においてその構成企業が収集した顧客の個人情報をコンツェルン上位機関に伝達することについては、当該顧客の同意が必要とされると考えられる。ただ、銀行コンツェルン等の金融機関グループ内における個人情報の伝達に関して、連邦データ保護法 28 条 1 項 2 号の適用により当該本人の同意を得ることなく企業間の伝達が許されると解する余地もないわけではない。すなわち、同規定は、情報収集の責任機関たる企業にとって、事業目的の達成手段としての個人情報の伝達、利用等が責任機関の正当な利益の維持のために必要であり、かつ当該個人にとって企業による当該個人情報の伝達、利用等を排除した場合の利益が優越していると考える根拠がない限り、個人情報の伝達、利用等が当該本人の同意を得ずに許されると定めている。すなわち連邦データ保護法 28 条 1 項 2 号は、企業による他の企業への個人情報の伝達が当該本人の同意なくして許されるためには、企業が個人情報を他に伝達することについての正当な利益の存在が必要であり、かつこの正当な利益と比較して当該個人情報の伝達の排除によって守られるべき当該個人の利益が優越していない限り、当該企業は当該個人の同意なくして他へ個人

(10) 金融法務研究会・前掲書 26 頁参照。
(11) 金融法務研究会・前掲書 26 頁～ 27 頁参照。

情報を伝達することが許されることになるとされている。そして学説上は、この28条1項2号をコンツェルン構成企業間の個人情報伝達の問題に適用して、コンツェルン全体の利益のためにコンツェルン内の構成企業間における情報の伝達・交換が行われる場合で、当該個人が情報伝達の拒否を明示しておらず、他に伝達により当該個人の利益に影響を及ぶことがない限り、個人情報を伝達することについての正当な利益があり、かつ個人情報の伝達の排除の利益が上記正当な利益に優越する場合には当たらないことになると解する考え方も一部では主張されることになる(12)。このような解釈をとり得れば、コンツェルン内の構成企業間における情報の伝達・交換が当該本人の同意なくして許される場合も考えられよう。しかし上記のような考え方は一般的に是認されているわけではなく、おそらく一部の考え方に留まるものといえよう(13)。また、ドイツの実務ではコンツェルン等の企業グループに属する銀行等の金融機関が収集・蓄積したその顧客の個人情報の伝達等の利用については顧客の同意を得て行ってきており、取引契約の締結に際しては情報利用の目的や伝達先等を示して情報の伝達・利用についての同意を求めてきているようである(14)。このような実務の動きは、結局上記のような解釈が必ずしも定着しているわけではないことを示すものといえよう。

(4) 以上のように見てくると、銀行コンツェルン等の金融機関グループ内における企業間の個人情報の伝達・利用に対しては、原則として連邦データ保護法により当該個人の同意が必要になると解さざるを得ない。特に、銀行コンツェルン等の企業グループ内におけるマーケティング等の商業目的による個人情報の伝達に対しては、同意を要求する連邦データ保護法の規制がそのまま適用されることになる。ただ前述した銀行コンツェルン等の金融機関グループにおける信用リスクの把握とその管理に関するリスク・マネージメントに関しては、後述するように連邦データ保護法の適用については、異なった状況が生じてきており、改めて別個の検討が必要である。

---

(12) Vgl. W. Hartmann, Datenschtz in der Banken, 17/36, 金融法務研究会・前掲書27頁～28頁参照。
(13) 金融法務研究会・前掲書28頁参照。
(14) 金融法務研究会・前掲書28頁参照。

## 3　銀行コンツェルン等の金融機関グループにおける信用リスクおよび顧客のデフォルトの危険性の把握のための個人情報の伝達の問題

(1) 前記１で指摘したように、銀行コンツェルン等の金融機関グループに関しては全体の信用リスクの把握とそのコントロールあるいは個々の金融機関による顧客への融資に際してのデフォルトの危険性の把握のためにも、個々のコンツェルン構成金融機関が収集した顧客の個人情報をコンツェルンを支配・管理する上位金融機関に送付し、上位金融機関はその情報自体を他の下位金融機関に転送し、または個々の情報の統計的処理等により算出した格付やスコア表を下位金融機関に伝達することが必要とされている。このような銀行コンツェルン等の金融機関グループにおける信用リスクの把握のために個々の構成金融機関の融資先である顧客の信用情報を中心とした個人情報の収集とそのコンツェルン等の金融機関グループ企業への伝達と利用は、銀行監督制度の下においても一層重要な要素となってきており、近年のバーゼルⅡ規制[(15)]による規制基準の下では、不可欠になってきている。しかし、前記２で検討したように、コンツェルンにおける顧客の個人情報の伝達・交換は、連邦データ保護法の下では、原則として個々の顧客の明示的同意を必要としており、上記のような銀行の健全性の確保のための監督規制に対応するためであっても、同意の必要性が排除されるかどうかは、必ずしも明らかではない。

ただこの点については近年、上記の銀行コンツェルン等の金融機関グループにおける信用リスクの把握のための監督規制に対応する場合については、連邦データ保護法の下でも当該顧客の同意なくして情報を伝達することが許されるとする同法上の解釈論も主張されてきている。そのような主張として、まず①連邦データ保護法１条３項を根拠とする連邦データ保護法の適用除外の考え方が主張されている。そしてさらに①の考え方が認められない場合には、②連邦データ保護法 28 条１項１号ないし２号により、顧客の個々の同意が不要とされるとする解釈が主張されてきている[(16)]。

(2) ①の考え方によれば、連邦データ保護法（BDSG １条３項）は、同一の事実関係につき連邦の他の法律が規定している場合には、その規定の適用が優先されると定めており、このような連邦法上の他の規定としては、信用制度法（Kreditwesengesetz (KWG)）25a 条１項１号が挙げられるとする。同規定は、垂直コンツェルンの支配会社としての金融機関に

(15) Basler Eigenkapitalvereinbarung vom Juni 2004 (Basel Ⅱ)
(16) Vgl. Mackenthun, a. a. O., S. 1713ff.

対して、金融機関としての子会社を含めたグループのリスク管理のための適切な措置を採ることを要求しており[17]、この規定による具体的な規制として、連邦金融サービス監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)により「金融機関の与信業務に関する基本要求（Mak)」[18]が定められている。同規制では、デフォルト・リスク等の種々のリスク判断のためのリスク分類手続やバーゼルⅡ規制における内部格付手法の採用を想定した内部格付手続およびそのために必要なデータベースの設定の必要性を定めており、銀行はこれらの規制によりリスク管理が要求されることになる。その結果、信用制度法による銀行監督の対象となる銀行コンツェルン等の金融機関グループや金融持株会社等の企業グループ[19]についても同様のリスクの把握とその管理体制が要求されることになる。具体的には金融機関グループ全体の信用業務についての全ての重要なリスクを完全に把握し、コントロールするための体制の構築が、当該金融機関グループの支配・上位企業に要求されることとなる。このような信用制度法25a条1項（現行25a条1a項）およびそれに基づくMaK規則の下でその銀行監督法上の要請を満たすためのリスク・マネージメント・システムやリスク・コントロール・システムにおいては、顧客の個人情報は銀行コンツェルン等のグループのレベルにおいて収集・蓄積されねばならないことになる。したがって、①の考え方によれば、上記規定の総合的解釈により、銀行コンツェルン等の金融機関を含む企業グループにおける各金融機関がその顧客の個人情報をコンツェルン支配会社等の上位企業に提供することは、信用制度法のもとで当然許されることとなり、連邦データ法（BDSG）1条3項により同法の規制対象にならず、顧客の個別的同意は不要になるとしている[20]。

(3) 連邦データ保護法28条1項1号は、自己の事業目的達成の手段として行われる個人データの収集、提供等が本人との契約関係の目的達成に資する場合には許されると規定しており、前記②の考え方は、以下に述べるように、この28条1項1号の解釈により、個人情報の伝

---

(17) ここでの信用制度法25a条1項1号は、2004年12月改正前信用制度法の規定を意味しており、同規定は2004年12月改正および2006年改正により変更されている。ただ改正後の現行信用制度法25a条については、同条1項が金融機関自体に法令遵守のための適切な業務組織（組織的内部統制システム）の設置を要求する条項に変更されているが、同規定における適切な業務組織には、特に適切なリスク管理の機構が含まれることが明示されており（25a条1項1号）、かつ同規定が10a条の定める金融機関グループ、金融持株会社グループ等にも準用され、これらの企業グループにおける上位企業の業務指揮者がグループにおける上記の適切な業務組織（内部統制システム）の設置につき責任を有するものとしている（25a条1a項)。したがって、改正後も信用制度法25a条1項が金融機関グループのリスク管理のための適切な処置をとることを要求している点には変わりがない。

(18) Mindestanforderungen an das Kreditgeschäft der Kreditinstitute (MaK) (Rundschreiben 34/2002 vom 20. 12. 2002)

(19) その範囲については、信用制度法10a条が定めている。

(20) Mackenthun, a. a. O., SS. 1713~1714.

達が当該顧客の同意なくして許されるとする考え方である[21]。すなわち、銀行とその顧客との間の契約関係は、銀行に対して課せられている銀行監督規制に適切に対応することなしには、その実現を図れないことから、銀行が公的な銀行監督規制に適切な対応するということは、銀行とその顧客との間の契約関係に反映することになり、契約関係の実現のプロセスのなかで当然考慮されねばならないことになる。換言すれば、銀行が銀行監督法上の義務を充足することも、顧客との契約関係の中に間接的ではあるが含まれているものと解しうることになる。したがって、信用制度法 25a 条 1 項が定める銀行監督法上の規制に従ってコンツェルン下位銀行がその顧客情報を当該顧客の同意を直接得ることなく、上位企業に伝達することも、銀行と当該顧客との間の契約関係の内容の実現を図るものとして、正当化されることになる。ただ上記のように考えてきても、信用制度法 25a 条 1 項が定める銀行監督法上の要求は直接には銀行に向けられたもので、顧客に向けられたものではないという点を考えると、25a 条 1 項の要求による個人情報の伝達は、銀行と当該顧客との間の契約上の義務の直接の履行または権利の実現を図ることに結びつくのかどうか疑問がないわけではない。しかしこの点に関しては、銀行とその顧客との間の融資契約を考えた場合に、銀行に対する顧客からの融資の申込（申込書のフォーム）において当該銀行がコンツェルンの上位金融機関との協同において当該融資が実行される旨およびそのための顧客の信用力の審査が当該銀行の枠を越えて行われるということが示されていれば、顧客の個人情報の伝達は、契約内容の実現のために行われるものと考えられるとする[22]。

以上のように②の考え方は、まず連邦データ保護法 28 条 1 項 1 号の解釈により、顧客の同意がない場合でも、コンツェルンにおける下位銀行から上位金融機関への顧客についての個人情報の伝達を正当化しうるとする。

さらには、②の考え方は、連邦データ保護法 28 条 1 項 2 号の解釈によっても、顧客に係わる個人情報を当該顧客の同意なく、銀行コンツェルンにおける下位銀行から上位金融機関へ伝達することも正当化しうると主張する[23]。すなわち、28 条 1 項 2 号は、前述したように自己の事業目的達成の手段として行われる個人データの収集、提供等が当該収集機関（責任機関）の正当な利益の維持のために必要であり、かつそのことよりも情報の処理または利用を排除することについての当該本人の保護すべき利益の方が優越していると考えられない限り、当該個人情報の収集、伝達等が許されると規定している。②の考え方は、コンツェルンにおける下位金融機関による顧客の個人情報の上位金融機関への伝達が、上記 28 条 1 項

(21) Mackenthun, a. a. O., S. 1715.
(22) Mackenthun, a. a. O., S. 1715.
(23) Mackenthun, a. a. O., S. 1715.

2号に定める個人情報の収集機関の正当な利益の維持に当たると解するのである。すなわち、信用制度法25a条1項1号（現行信用制度法25a条1a項）によれば、金融機関グループ全体におけるリスクの把握に関しては、上位機関に全体の信用リスクを把握させることがグループにおける組織上の責任であるとされており、下位金融機関も当然このような組織上の責任の一端を担っている以上、リスクの把握と上位金融機関への情報の集中に努めなければならないと考えられる。したがって、下位金融機関がその顧客の個人情報を上位機関に伝達することは、グループにおける組織上の責任を果たすことに寄与するものであり、25a条1項1号（現行25a条1項・1a項）等の監督上の義務の履行の一環をなすものと考えられるから、下位金融機関がその事業を行う上で必要とされる場合に当たり、正当な利益の維持に当たる。また下位金融機関から上位金融機関への個人情報の移転を行わないこと（金融機関グループにおけるリスクの把握をしないこと）により得られる当該顧客の利益は、信用制度法25a条1項1号の遵守についての法的な価値の面からみても、それに優越するとは考えられない。それゆえ、下位金融機関から上位金融機関への顧客に係わる個人情報の伝達・利用は、当該顧客の同意がない場合であっても、信用制度法25a条1項1号（現行25a条1項・1a項）および連邦データ保護法28条1項2号により正当化されうると解されるとする[24]。

以上のように前記①または②の考え方によれば、銀行コンツェルン等の金融機関グループがグループ全体のリスク管理のために、グループ内の個々の金融機関から上位機関への個人情報の伝達は、信用制度法25a条1項1号（現行25a条1項・1a項）または連邦データ保護法28条1項1号ないし2号により当該個人の同意を必要としないと解せられるわけである。

しかしこのような考え方に対しては、問題がないわけではない。すなわち、①の主張に対しては以下のような反対の考え方[25]もあり得ることが指摘されている。すなわち、信用制度法25a条1項は、金融機関に自己のリスク管理を義務づけたもので、そのための方法や手続まで示したものではなく、格付やスコアリングの実施まで要求しているわけではない。またバーゼルⅡ規制は、各国の銀行監督当局の合意にすぎず、ドイツ国内においてその実施を義務づけるための命令等の法的措置がとられているわけではない[26]。さらにスコアリングが個人的データの自動的処理であり、そのポイントがそのまま金融機関の融資希望者の選別に使われるのであれば、人間を自動化された判断装置のためのゲームのボールとするものであり、無防備のまま自動化された評価システムに曝すこととなる。したがって、信用リスクの把握等のためのスコアリングは、情報の自己決定権の基本たる人間の尊厳と価値を危険

(24) Mackenthun, a. a. O., S. 1715.
(25) Petri, DuD 2003, 631ff. in Mackenthun, a. a. O., S. 1714.
(26) ただし、後記の4で詳述するように、バーゼルⅡ規制とドイツにおける国内法との関係は変化している。

に曝すことになり、連邦データ保護法上疑問である[27]。以上のような考え方によれば、銀行コンツェルン等における信用リスクの把握とコントロールのために個人情報の伝達に関して、信用制度法25a条1項を根拠として、連邦データ保護法の適用を除外することは困難であり、むしろ、連邦データ保護法により当該個人の同意が必要とされることになろう[28]。

また②における連邦データ保護法28条1項1号の解釈に基づく考え方については、直接融資を担当する金融機関が融資の実行に際してはコンツェルンにおける親会社との協同によることを定型化された融資申込のフォームで予め示していれば、顧客の明示的な同意がなくても、情報の伝達が許されるものと解しうるとしている。しかしそのような解釈は、結局当該顧客の黙示ないし受動的な同意の存在を認め、そのような受動的な同意でも連邦データ保護法上の当該個人の同意があったものとして扱うことと結果的には同一であり、同意の方式をかなり曖昧にすることになる。そうだとすると、そのような前記28条1項1号に依拠する解釈は、同意について厳格な方式を要求する連邦データ保護法の趣旨に合致しうるのかどうか、疑問が生じないわけではないように思われる。

## 4　2006年信用制度法改正による個人情報の収集・移転等の許容

### (1) 緒論

銀行コンツェルン等の金融機関を含む企業グループにおける個々の顧客に関わる個人情報のグループ内他企業への伝達は、前記2で検討してきたように、その目的がマーケティングや新たな顧客獲得等の商業目的の場合には、個別的な顧客の同意が必要であることは明らかである。これに対して、銀行監督規制上要求される顧客の信用リスクの把握とそのコントロールのために顧客に関わる個人情報の伝達等が必要な場合については、顧客から収集した個人情報を当該顧客の同意を得ずにグループ内各企業へ伝達することを認める考え方も主張されているが(前記3参照。)、そのような考え方に対する批判もあり、かならずしも定着した考え方とはいえない状況にあった。特に銀行監督上のリスク管理における新たな要請に対応し、顧客のデフォルト・リスクを把握するために顧客に関わる個人情報の収集・伝達が必要になるという観点から、当該顧客の同意を得ずに当該顧客に関わる個人情報を伝達しうるという考え方は、やはり銀行監督上バーゼルII規制の実施が法的に義務づけられていない段階では、必ずしも十分な説得性を持ち得なかったということは否定できないであろう。以上のような従来における状況

(27) Petri, DuD 2003, 631ff. in Mackenthun, a. a. O., S. 1714.

(28) このような反対説に対する、①の考え方からの反論については Mackenthun, a. a. O., SS. 1714, 1715. 参照。

に対して、近年における銀行監督規制におけるその手法についての新たな展開は金融機関の企業グループ内における個人情報の伝達を一層必要とする状況となってきており、そのための立法的措置を促すものとなった。

## (2) 2006年信用制度法改正とバーゼルII規制の導入

ドイツの銀行監督規制においては、近年における銀行監督規制に関するバーゼルII規制に対応し、かつそれを取り込んだ新たなEU指令[29]を国内法に転換するために信用制度法が改正された[30]。改正信用制度法では、バーゼルII規制に基づく銀行監督規制が導入され、立法に際しては、その目的として、立法理由において以下の点が示されている。すなわち、①自己資本比率規制における自己資本比率の算定に際しては、個々のリスクを従来より一層緊密に反映させることとする。②監督規制では近年における金融市場のおよび金融機関のリスク・マネージメントにおける一般的進展ならびにこれらの領域における個別的な発展が考慮されるべきである。③質的に一層高度な銀行監督のための基本原則が示されるべきである。④市場規律を強化するために、金融機関の開示義務の拡大が図らねばならない。これらの規制目的を達するための三つの柱として、バーゼルII規制にならって所要最低自己資本の要求、銀行監督による効果的な検証（金融機関によるリスク・マネージメントに対する検証）および金融機関の開示義務の強化・拡大が示されている[31]。これらの3本の柱のうちの最初の所要最低自己資本の算定に際して個々のリスクを密接に反映させるという点に関しては、主要なリスクとして、信用リスク、市場リスクおよびオペレーション・リスクが示されており、これらの分野のリスク算定に関しては、標準的なリスク把握方法ならびに銀行における個々のリスクを把握する内部的な手続およびモデルによるリスク把握方法が存在していることが示されている。そして特に信用リスクの把握に関しては、標準的手法、基礎的内部格付手法および先進的内部格付手法によるものとされている[32]。

以上のようなバーゼルII規制を取り込んだEU指令に基づく改正信用制度法では、外部的格

---

(29) Directive 2006/49/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions (recast), Official Journal of the European Union, L 177, Vol. 49, 30 June 2006, Directive 2006/49/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 on the capital adequacy of investment firms and credit institutions(recast), Official Journal of the European Union, L 177, Vol. 49, 30 June 2006.

(30) Gesetzes zur Umsetzung der neu gefassten Bankenrichtlinie und der neu gefassten Kapitaladäquanzrichtlinie vom 17. 11. 2006, BGBl. I S. 2606,

(31) Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der neu gefassten Bankenrichtlinie und der neu gefassten Kapitaladäquanzrichtlinie, Begründung（以後 Begründung と略称する。）. A. Allgemeiner Teil, II, 1, 2, Bundestag Drucksache 16/1335, SS. 36~37.

(32) Begründung, A. Allgemeiner Teil, II, 1, 2, BT-Drucks. 16/1335, SS. 36~37.

付による標準的手法とならんで一層リスク・センシティブで、従来以上に取引活動の複雑性を反映した個々のリスク状況を把握し、それらを自己資本比率の算定に考慮することとなる内部格付手法が導入されている。そしてこの内部格付手法による信用リスクの算定に関しては、一定のリスク・パラメーターが必要とされ、特にデフォルト確率（Probability of Default）を算定して信用リスクの算定に用いなければならず、このようなリスク・パラメーターの測定に際しては金融機関における過去の取引データーが必要となることが示されている[33]。さらにこのようなリスク測定とその結果の自己資本比率規制への反映は、個々の金融機関のみならず銀行コンツェルン等の金融機関グループおよび金融持株会社グループにも適用されることとなる。

上記のバーゼルⅡ規制に基づく先進的なリスク測定とそれを自己資本比率規制に反映させることへの要求に対する対応、特に内部格付手法に際しては、上記に述べたように信用リスクの算定に際して、個々の金融機関において収集された従来からの個々の取引データが重要であり、そのためには結局金融機関による顧客の個人情報の収集、加工および移転等の処理が必要とされるわけである。

### (3) 改正信用制度法 10 条による自己資本規制と個人情報の扱い

（ア）改正前信用制度法 10 条 1 項は、金融機関に適切な自己資本の保持を要求しており、この点は改正信用制度法においても変わりはないが、改正信用制度法では、そのような適切な自己資本比率の確保については、個々の金融機関のみならず、金融機関グループおよび金融持株会社グループに対しても要求する規定となっている（10 条 1 項 1 文）。この点は、改正前においては、金融機関グループ等における適切な自己資本の保持の要求は、10a 条 1 項に定められていた。改正信用制度法では、この部分を 10 条 1 項に移し、適切な自己資本の保持は個々の金融機関のみならず、金融機関グループ等の銀行コンツェルン自体にも同様に適用されることを明らかにしている。これにより金融機関の自己資本規制の実体的規制は 10 条によるものとし、10a 条は金融機関グループとしての連結の範囲の確定、連結手続および企業グループにおける上位企業の義務に関する技術的な面の問題に限定されることになる[34]。

バーゼルⅡ規制およびそれを取り込んだ EU 指令の国内法への転換たる改正信用制度法では、バーゼルⅡ規制導入との関係で、10 条 1 項第 2 文以下では、新たに次のような規定を置いている。すなわち、「金融機関ならびに 10a 条 1 項ないし 5 項に定める金融機関グルー

(33) Begründung, A. Allgemeiner Teil, Ⅱ, 2.1.2, BT-Drucks. 16/1335, S. 37.
(34) Begründung. A. Allgemeiner Teil, Ⅱ, Zu Artikel 1, Zu nummer 12 (§ 10) Zu den Buchstaben a und b, BT-Drucks. 16/1335, SS. 47~48.

プおよび金融持株会社グループは、連邦監督機関の事前の同意に基づき、自己資本の適切性の判断のために、内部的リスク測定手続、特に取引先のデフォルト・リスクのリスク・パラメーターを重視した内部格付手法、市場リスク・モデルおよびオペレーション・リスクの特定のための内部的評価手続を採用することができる。」（10条1項2文）と定める。そしてさらに、金融機関は、取引先のデフォルト・リスクを生じさせる行為についての契約交渉を行った相手方たる者およびデフォルト・リスクの発生について責任を負うべき者である顧客の個人情報を収集し利用することを、以下の場合に限り許されることになると規定する（1項3文）。すなわち、①この個人情報が科学的に認められた数学的、統計的な手続の基礎の下に取引先のデフォルト・リスクの特定とその考慮のために明らかに重要である場合、および、②金融機関の取引先デフォルト・リスクのリスク・パラメーターを重視する内部格付手法およびその先進的な手法を含めて、これらの手法の構築とその実施のために必要である場合に限り、個人情報の収集、利用等が許されることになる。

また同項4文では、上記の他に金融機関は、格付手法の展開およびその先進的展開のためには、上記の3文1号にかかわらず、取引先デフォルト・リスクの特定と考慮のために身近な、かつ経済的な観察方法のもとで重要であり得るデータもまた収集し、利用しうると規定している。これは、格付手法を現実に実施する場合以外であっても、先進的格付手法の展開のためである場合には、上記①の厳格な要件を満たさなくても個人情報の収集が認められる場合であると解されている[35]。

（イ）以上のように改正信用制度法は、金融機関が適切な自己資本の保持についての監督規制に応ずるためには、取引先の個人情報の収集、利用が必要であることを認め、当該顧客の個別的同意を得ることなくその取得、利用を認めた。ただ同法は、監督規制上個人情報の収集、利用が許されるとしても、その目的および範囲についてはかなり限定しており、要するにバーゼルⅡ規制の実施の上で必要な金融機関における内部格付手法等による取引先の信用リスクの把握を目的とする場合に限定し、かつそのために必要な範囲に限定している。特に収集、利用が認められる顧客の個人情報については、取引先のデフォルト・リスクの特定と考慮のために重要である限りという要件が課せられており、その範囲が問題となる。この点に関しては、10条1項6文が上記重要な情報のカテゴリーを例示している。すなわち、①顧客たる当該本人の所得関係、資産関係および職業関係ならびにその他の経済関係、特に本人の事業の種類、範囲および経済性、②当該本人の支払関係および契約遵守状況、③当該本人に対して執行しうる債権ならびに強制執行手続および強制執行措置、④当該本人の資産に対して

(35) Begründung. A. Allgemeiner Teil, Ⅱ, Zu Artikel 1, Zu nummer 12 (§ 10) Zu den Buchstaben a und b, BT-Drucks. 16/1335, S. 48.

開始されまたは開始が申し立てられている倒産手続である。上記①に示されている情報に関しては、政府草案の段階では、顧客たる当該本人の所得関係、資産関係および職業関係とのみ規定されていたが、その後修正され、顧客たる本人の事業関係の情報も含められることとなった。同規定の修正は、形式的には同規定の適用範囲を個人事業者の場合まで拡大するものである。ただ同規定に関しては、政府草案の段階でも、顧客たる当該本人には、個人事業者も含めて考えていたようであるが、この点が不明確であり、個人事業者も含まれることを明確化すべきであるとする指摘を受けたことから、規定を修正したものであり、いわば法的安定性の確保を図ったものといえよう[36]。

また改正信用制度法は、上記のように内部格付手法等による取引先の信用リスクの把握のための必要性から、個人情報の収集、利用の正当化を図ったものであるが、他方では個人情報保護も重視しており、連邦データ保護法との調和という点にも配慮がなされている。すなわち、収集対象の個人情報からは、国籍や連邦データ保護法３条９項が定めるセンシティヴなデータは排除されている（10条１項３文後段）[37]。また企業秘密や営業上の秘密は個人情報保護の対象にはならないが、信用制度法10条の下での金融機関の情報収集、利用に関しては個人情報と同様の保護が図られている点（10条１項４文）も注目される。

なお、個人情報の収集源については、金融機関は、収集が許される情報を、当該本人、同じ金融機関グループに属する金融機関、格付専門業者および興信所ならび一般的に入手しうる情報源から収集することが認められている（10条１項７文）。格付専門業者等からの情報入手を認めているのは、小規模金融機関が、リスク測定に関して先進的手続に移行するためのデータベースの拡充を図るためには、外部の情報収集機関への依存が避けられないからであると説明されている[38]。

（ウ）信用制度法は、適切な自己資本の保持に関しては、金融機関単体のみならず、金融機関グループ等の銀行コンツェルンに対しても要求しており、この自己資本比率の算定に関しては、前記10条１項が適用されることになる。したがって、銀行コンツェルンに属する金融機関は信用リスク測定のために顧客の個人情報を収集することができることになるが、コ

---

(36) Vgl. Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der neu gefassten Bankenrichtlinie und der neu gefassten Kapitaladäquanzrichtlinie, Artikel 1, Änderung des Kreditwesengesetzes, 10, b), BT-Drucks. 16/1335, S.12, Stellungnahme des Bundesrates, 6, BT-Drucks. 16/1335, S. 71, Gegenäusserung der Bundesregierung 6, BT-Drucks. 16/1335, S.78, Holgen Mielk, Die Neufassung des § 10 KWG durch die 7. KWG-Novelle, WM 2/2007, S. 53.

(37) Vgl. Begründung. A. Allgemeiner Teil, Ⅱ, Zu Artikel 1, Zu nummer 12 (§10), Zu den Buchstaben a und b, BT-Drucks. 16/1335, S. 48.

(38) Begründung. A. Allgemeiner Teil, Ⅱ, Zu Artikel 1, Zu nummer 12 (§10), Zu den Buchstaben a und b, BT-Drucks. 16/1335, S. 48.

ンツェルン全体の自己資本比率算定のためにはこの情報を上位金融機関に集中しなければならず、当然収集データをそこに伝達することが必要となる。この点については、改正信用制度法は10条1項8文が手当をしている。すなわち、同規定によれば、金融機関は、10条1項3文によって収集が認められる個人情報を、取引先デフォルト・リスクのリスク・パラメーターの重視による内部格付手法の構築と運営およびその先進的手法の展開に必要である限り、同じ金融機関グループの他の金融機関、ならびに内部格付手法の構築と運営およびその先進的手法の展開を委託した専門機関にも匿名化した形態で移転することができるとされている。

銀行コンツェルンに所属する金融機関が収集した個人情報を上位金融機関または他のコンツェルン所属企業に伝達することは、前記で述べたように連邦データ保護法3条4項3号に定める個人情報の第三者への移転に当たり、同法4a条の当該本人の同意が必要となる。上記信用制度法10条1項8文は、このことから個人情報の処理に関して、銀行コンツェルンに対する銀行監督上の必要性と連邦データ保護法の要請とを調和させたものであり、同意なくして個人情報の第三者への伝達を認めることとするとともに、他方では伝達の目的および移転情報の範囲を限定して、個人情報保護に関しても配慮したものとしている。また同規定は、情報の移転は銀行コンツェルン内の伝達のみならず、内部格付手法の構築と運営につき委託した専門機関への個人情報の伝達もそれを匿名化した形で行うことも認めている。これは小規模金融機関が自力で上記のような内部格付手法、特に先進的内部格付手法を導入することが困難であることを考慮した規定であり、貯蓄金庫や信用協同組合がその連合組織の中央専門機関を利用する場合が想定されている(39)。

なお改正信用制度法は、金融機関および金融機関グループの適切な自己資本の確保に関する規制について、上記の10条1項の規制を補充するための一層詳細な規制を命令で定めることを財務省に授権しており、そこに具体的に規定すべき事項について列挙している（10条1項9文)。そしてその中には、デフォルト・リスクの測定のための個人情報の収集・利用に関しても一層詳細な規定を定めることが挙げられている（10条1項9文4号)。

## 5　むすび

ドイツにおいては、金融機関が銀行監督規制に適切に対応するためには、その顧客の属性たる信用情報等の情報を収集し、利用することが一層必要となってきており、このような顧客情

(39) Begründung, B. Besonder Teil, Zu Artikel 1, Zu nummer 12 (§10), Zu den Buchstaben a und b, BT-Drucks 16/1335, S. 48.

報の収集、利用の必要性は企業顧客に限らず、個人顧客の分野においても一層強調されてきている。そして銀行コンツェルン等の金融機関グループや金融持株会社に関しては、銀行監督規制に対応するためにグループ全体として、グループ構成金融機関の顧客についての個人情報を収集し、利用する必要性が高まってきている。特にこのような銀行コンツェルンにおいては、コンツェルン構成下位金融機関が収集した顧客情報を上位金融機関に伝達し、それをコンツェルン全体のデータとして利用することが重要となっている。その意味では、銀行コンツェルン内部における個人情報の流通が銀行監督上、特に先進的リスク管理に焦点を当てた銀行監督への対応上不可欠となってきている。

しかし他方ではドイツにおいて個人情報保護も一層強調されてきており、EU 指令やそれを受けた 2001 年の改正連邦データ保護法は個人情報の収集、利用に対しては、原則として当該個人の明示の同意を必要とすると規定するとともに、同意なくして収集、利用しうる場合に関してはかなり限定し、制約を課してきている。収集した個人情報の第三者への伝達に対しても同様に扱っている。このような個人情報の収集、利用等に対する厳格な規制は、金融機関に対しても当然及ぶわけであり、金融機関のマーケティングや取引活動における個人情報の扱いのみならず、公的監督規制上の要請に適切に対応するための情報収集、利用等にも及ぶことになる。このため金融機関が上記の先進的リスク管理に焦点を当てた銀行監督規制に応ずるに際して、個人情報保護の要請にも応えねばならず、具体的には連邦データ保護法の規制をも考慮しなければならないことになる。

結局ドイツにおいては、先進的監督規制たるバーゼルⅡ規制およびそれに基づく EU 指令を銀行監督規制に導入するに際して、必要となる金融機関による個人情報の収集、利用および移転に関して、連邦データ保護法の解釈によってこれを認めるのではなく、立法により連邦データ保護法の実質的な適用除外を認め、連邦データ保護法との調整を図ることとしたわけである。ただ銀行監督上の必要性を重視し、その要請を連邦データ保護法に優先させつつも、前述のように個人情報の収集、利用および伝達等を認める上で、収集、利用等の目的や情報の範囲を限定しており、連邦データ保護法による個人情報保護の要請との調和を図る努力がなされている。その意味では、改正信用制度法上の金融機関による個人情報の収集、利用、伝達を認める措置は、個人情報保護に配慮した制度になっているものといえよう。

ただ金融機関による顧客の個人情報の収集、利用、伝達に対して、改正信用制度法 10 条 1 項が定める収集、移転等を認める規定は、先進的なリスク管理に焦点を当てた銀行監督規制のためであることから、その収集等を認める要件についての規定内容は、高度に専門的、技術的

な要素から構成され、かなり複雑である。金融機関自身による同規定の運用については、大きな困難はないにしても[40]、個人情報保護の観点に基づき、外部から同規定の解釈、運用を考える場合には条文の解釈等に関して困難な面が考えられる。特に金融機関の現場における顧客の個人情報の収集活動やその収集した情報を銀行コンツェルン内の他企業へ伝達することが信用制度法10条1項の要件を満たし、適法であるかどうかのチェックや監視を外部から行う場合に、同規定を適用するための要件を構成する高度に専門的、技術的な要素を理解し、それにより収集目的の妥当性や収集しうる情報の範囲の適切性を判断することは、金融専門家以外の者にとっては、かなり困難であり、金融機関の外部から同規定の運用と解釈の妥当性を判断することについては、困難な問題が残るものと思われる。また上記規定に基づいて収集されたデータの利用、伝達が目的外の市場活動等に利用される危険性も考えられ、このような目的外の利用の防止については、改正信用制度法からは必ずしも明らかではない。

(40) もっとも改正信用制度法10条に関しては、同条の規定の一部は、複雑すぎ、専門家にとってすら条文の理解が困難であり、まして平均的銀行従業員にとっては同規定を問題なく適用することは難しいのではないかという指摘も存在する（Mielk, a. a. O., S. 52.）。